

広島県告示第三百二十二号

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県産業集積促進助成要綱(平成二十三年広島県告示第三百九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行う者」を「行う者等」に、「事業場等」を「事業場」に、「新設し、増設し、又は移転」を「設置」に改める。

第二条第一号中「供する」を「供するため、」に改め、「試験研究施設(」の下に「設備を含む。」を加え、「新設し、若しくは増設し」を「設置し」に、「先端工場等に」を「既存の工場等に」に改め、「更新」の下に「(以下「新設等」という。)」を加え、同条第三号中「事業場」の下に「(設備を含む。以下同じ。)」を加え、「新設」を「建設」に改め、同条第四号中「建物(施設及び附帯設備を含む。)」を「先端工場等又は事業場(以下これを総称して「事業場等」という。)」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 設備投資額 この要綱に定める事業についての土地の購入代金の額、建物及び設備等の購入代金の額、建設請負代金の額、建物以外の所有権移転ファイナンス・リース取引(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十四条の二第三項に規定するリース取引であつて法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第四十八条の二第五項第五号イに該当するリース取引をいう。以下同じ。)の元金の額又は所有権移転ファイナンス・リース取引に準じると知事が認める取引に係る費用の額から、公租公課その他知事が別に定めるものを除いた額の合計額をいう。

第三条第一項第一号中「次に掲げる要件を備える先端・成長産業集積事業」を「既存の建物を取得して行う先端・成長産業集積事業にあつては次のイからへまでに掲げる要件を、それ以外の先端・成長産業集積事業にあつては次のイからニまでに掲げる要件を備えるもの」に改め、同号イ中「広島県基本計画」の下に「(以下「基本計画」という。)」を加え、同号ハ中「新設し、増設し、又は更新」を「設置」に、「設備」を「新設等する設備」に改め、同号に次のように加える。

ホ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

ヘ 設備投資額(この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。)の二分の一以上が、別表第一に掲げる技術分野に関する製品又はその部材の製造の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。

第三条第一項第二号イ及びハ中「新設」を「建設」に改め、同項第三号中「施設」を「事業場」に、「新設し、増設し、又は移設」を「設置」に改め、同条第二項中「施設を新設し、増設し、若しくは移設」を「事業場を設置」に、「新設、増設、更新又は移設」を「事業の

実施又は事業場の設置」に、「先端工場等、事業場又は施設（以下これらを「事業場等」と総称する。）」を、「設置する事業場等又は新設等する設備」に改め、同条第三項中「施設を新設し、増設し、若しくは移設」を「事業場を設置」に改める。

第四条中「新設し、増設し、又は更新」を「設置し、又は建設」に改め、「（設備を含む。以下同じ。）」を削る。

第六条第二号中「設備投資額」の下に「（この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。）」を加え、第六号中「場合には、」の下に「平成二十四年十月一日前に第四条の規定による申請書を知事に提出した者に対しては」を、「従い、」の下に「同表の第二欄及び第三欄にそれぞれ掲げる」を加え、「交付限度額はそれぞれ同表の第二欄及び第三欄に掲げる額とし」を「交付限度額を」に、「交付する」を「交付し、同日以降に同条の規定による申請書を知事に提出した者に対しては別表第四の二の第一欄に掲げる区分に従い、同表の第二欄及び第三欄にそれぞれ掲げる初年度及び次年度以降の交付限度額を、同表の第四欄に掲げる交付年限により分配して交付する」に改める。

第七条第一項中「新設し、増設し、更新し、又は移転した事業場等」を「設置し、若しくは建設した事業場等又は新設等した設備」に、「新設し、又は増設」を「設置し、若しくは建設し、又は設備を新設等」に改め、同項の表第三条第一項第三号に該当する者の項中「施設一覧表」を「事業場一覧表」に、「施設図面」を「事業場図面」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「新設し、増設し、若しくは移転した施設」を「設置した事業場」に、「前項」を「第一項」に、「当該施設」を「当該事業場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条第一項の規定による助成金の交付を受けようとする者のうち第三条第一項第一号又は第二号に該当する者（以下「奨励指定者」という。）については、当該助成金は奨励指定者が行う指定事業の設備投資額のうち支払いを完了した額を対象とする。ただし、設備投資額のうち未払いの額（以下「未払い額」という。）が所有権移転ファイナンス・リース取引の元金の額又は所有権移転ファイナンス・リース取引に準じると知事が認める取引に係る費用の額であつて弁済期が到来していないものについては、この限りでない。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第三項中「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「第三条第一項第一号又は第二号に該当する者（以下「奨励指定者」という。）」を「奨励指定者」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

第九条 知事は、第八条の規定による奨励指定者が提出した交付申請書の審査において、助成金の対象となる費用に未払い額が含まれている場合は、その弁済が確実と見込まれると

きに限り、助成金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を行う場合には、奨励指定者が同項に規定する未払い額の全額を弁済したことを確認した後に助成金（未払い額のある建物又は設備等に対するものに限る。）を交付する旨の条件を付すものとする。

3 第一項の規定により交付の決定を受けた奨励指定者は、未払い額の全額を弁済したときは、別記様式第四号による債務弁済完了報告書に弁済完了を証する資料を添えて、弁済を完了した日から一月以内に知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を確認し、弁済を完了した建物又は設備等に対する助成金を交付するものとする。この場合において、当該助成金の交付額が二億円を上回る場合は、第六条第六号の規定を適用する。

附則第三項ただし書中「又は第四条」を「及び第四条又は附則第八項」に、「提出し、指定を受けている事業者に係る助成金の交付については、この要綱失効後も、なお従前の例による」を「提出している事業者に係るこの要綱の規定は、なおその効力を有する」に改める。

附則第四項第四号中「広島県内」を「基本計画における集積区域に該当する地域内」に、「（設備を除く。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは増設し、又は当該」を「を設置し、又は既存の」に、「新設し、増設し、若しくは更新」を「新設等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、既存の建物を取得して行う場合にあつては、次に掲げる要件を備えるものに限る。

イ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

ロ 設備投資額（この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。）の二分の一以上が、別表第二に掲げる業種に属する事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。

附則第四項第五号中「広島県内」を「基本計画における集積区域に該当する地域内」に「（設備を除く。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは増設し、又は当該」を「を設置し、又は既存の」に、「新設し、増設し、若しくは更新」を「新設等」に、「当該事業が」を「、当該事業が」に、「第三条第三項」を「第三条第二項の企業立地又は同条第三項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、既存の建物を取得して行う場合にあつては、次に掲げる要件を備えるものに限る。

イ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

ロ 設備投資額（この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。）の二分の一以上が、別表第二に掲げる業種に属する事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。

附則第五項ただし書中「新設し、増設し、又は更新する事業場等」を「設置する事業場等又は新設等する設備」に改め、同項各号中「新設し、増設し、若しくは更新する事業場等」

を「設置する事業場等又は新設等する設備」に改める。

附則第六項中「新設、増設又は更新」を「事業」に、「事業場等」を「当該設置する事業場等又は新設等する設備」に改める。

附則第八項中「平成二十三年」を「平成二十三年」に、「平成二十四年」を「平成二十五年」に、「新設し、増設し、又は更新」を「設置」に改める。

附則第九項第四号前段中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号後段を削り、同項第六号中「附則第五項の規定による」を「附則第九項第一号から第三号までに規定する」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 前項の場合における同一敷地内の指定被災企業等復興事業又は指定産業競争力強化促進事業についての限度額は、附則第九項第一号から第三号までに規定する助成金の額と
第六条第一項第三号に規定する助成金の額とを合算して五十億円とする。

附則第十項中「新設し、増設し、又は更新した事業場等」を「設置した事業場等又は新設等する設備」に改める。

附則第十一項前段中「第五条」の下に、「第七条第二項」を加え、「第十七条」を「第十八条」に改め、同項後段中「附則別記様式第三号」との下に、「第七条第二項中「第三条第一項の規定による助成金の交付を受けようとする者のうち第三条第一項第一号又は第二号」とあるのは「附則第五項」とを加え、「第九条中「指定事業」とあるのは「指定被災企業等復興事業又は指定産業競争力強化促進事業」と、第十条を「第九条第一項中「第八条」とあるのは「附則第十一項で準用する第八条」と、第十条中「指定事業」とあるのは「指定被災企業等復興事業又は指定産業競争力強化促進事業」と、第十一条に、「第三条第一項第一号又は第二号」とあるのは「附則第五項各号」と、第十二条を「第十三条」に、「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に、「附則別記様式第四号による指定被災企業等復興事業承継届」を「附則別記様式第四号による指定被災企業等復興事業承継届」に、「附則別記様式第四号の二」を「附則別記様式第四号の二」に、「第十三条中「第三条第一項各号」を「第十四条中「第三条第一項各号」に、「第十四条中「指定」を「第十五条中「指定」に、「附則第五項」と、第十五条を「附則第五項」と、第十六条」に改める。

別表第一温室効果ガス削減技術の項の次に次のように加える。

ひろしま産業新成長ビジョンに掲げる産業クラスターの形成に資する技術(医療・健康関連技術)	薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する医療機器(ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)第二条に規定する福祉用具その他医療・健康関連機器
ひろしま産業新成長ビジョンに掲げる産業クラスター	大気、水域若しくは土壌の浄化機器、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物又は放射性物質及びこれによって汚染されたものの処理機器

スターの形成に 資する技術（環 境浄化技術）	その他環境浄化関連機器
------------------------------	-------------

別表第一の注に次の一号を加える。

3 「ひろしま産業新成長ビジョン」とは、広島県が平成二十三年七月に、おおむね十年先を見据えて、広島県産業の進むべき方向性や道筋を示す基本指針として策定したビジョンをいう。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二（第六条関係）

助 成 金 の 額	単年度限度額 (初年度)	単年度限度額 (次年度以降)	交 付 年 限
二億円を超え四億円以下	二億円	二億円	二か年度
四億円を超え六億円以下	二億円	二億円	三か年度
六億円を超え七億円以下	三億円	二億円	三か年度
七億円を超え九億円以下	三億円	三億円	三か年度
九億円を超え十二億円以下	三億円	三億円	四か年度
十二億円を超え十五億円以下	三億円	三億円	五か年度
十五億円を超え十六億円以下	四億円	三億円	五か年度
十六億円を超え二十億円以下	四億円	四億円	五か年度
二十億円を超え二十一億円以下	五億円	四億円	五か年度
二十一億円を超え二十五億円以下	五億円	五億円	五か年度
二十五億円を超え二十六億円以下	六億円	五億円	五か年度
二十六億円を超え三十億円以下	六億円	六億円	五か年度
三十億円を超え三十一億円以下	七億円	六億円	五か年度
三十一億円を超え三十五億円以下	七億円	七億円	五か年度

別記様式第三号の三を次のように改める。

様式第 3 号の 3 (第 7 条関係)

助 成 金 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

申請者 氏名又は名称
及び代表者名

㊟

広島県産業集積促進助成要綱第 3 条第 1 項第 3 号の規定による助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

事業場の名称		事業場の所在地	
事業の内容			
事業場の 工期	平成 年 月 日～	事業場の 建築延べ 床面積	
	平成 年 月 日		
事業場の 業務開始日	平成 年 月 日	新規雇用常 用労働者数	
事業場の 設置に 要した費用	土地の取得に要した費用	その他の経費	

添付書類 (1) 事業概要説明書

(2) 事業場建屋一覧表

(3) 新規雇用常用労働者一覧表

(4) 公害防止対策の概要

(5) 助成対象経費の概要

(6) 事業場図面

別記様式第四号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」とし、「第12条第3項」を「第13条第3項」に改め、同様式を様式第五号とする。

別記様式第三号の三の次に次の様式を加える。

様式第 4 号 (第 9 条関係)

債 務 弁 済 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

申請者 氏名又は名称

及び代表者名

㊟

平成 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた助成金に係る設備投資額の未払い額について全額を弁済したので、広島県産業集積促進助成要綱第 9 条第 3 項の規定により報告します。

注 債務の弁済の事実を証する書類を添付すること。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 施行日以後一月以内に事業場等の設置又は設備の新設等に係る工事に着手する附則第五項第一号又は第二号に該当する者（附則第六項の規定による被災企業等復興事業の事業場等の運営主体となる者を含む。）に対する附則第八項の申請期限については、同項の規定にかかわらず、当該工事に着手する日（建物の建設を伴わない場合にあつては、当該事業に着手する日）までとする。